

ベトナム 2014 年公共投資法

—公共投資をめぐる財政規律と効率化を図る新法の制定—

前・国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤倉 哲郎

【目次】

はじめに

I ベトナムにおける公共投資の問題

- 1 財政赤字と公共投資
- 2 公共投資の問題点

II 公共投資法の内容

- 1 立法過程
- 2 公共投資の分類
- 3 公共投資実施までのプロセス
- 4 監視の強化と評価制度の導入

おわりに

翻訳：公共投資法

はじめに

2010年代に入り、ベトナムにおける法整備は、市場経済化後の第3期と呼びうる時期を迎えている。1986年12月のベトナム共産党第6回党大会で打ち出されたドイモイ路線を受けて、市場経済化に必要な法整備が行われた1990年代前半が第1期であったとすれば、WTO加盟に向けて内外無差別原則等に合わせた改正や新法の制定が行われた2000年代初めが第2期といえる。2010年代以降、市場経済化を一層進める観点から、労働法（2012年6月改正）、企業法（2014年11月改正）、投資法（2014年11月改正）等の経済関連法を中心に全面的な改正が実施されている。こうした中、本稿で取り上げる公共投資法は、財政規律の強化と公共投資の効率化を意図して、新法として制定されたものである。

I ベトナムにおける公共投資の問題

1 財政赤字と公共投資

1990年代以降、ベトナムは高度経済成長を経験しているが、財政赤字が巨額で長期化しており、マクロ経済上の大きな不安定要因とされている。政府は、2014年の公的累積債務の対GDP比は60.3%（約2400兆ドン（約13兆7000億円））と発表しているが、これらはかなり少なく見積もられているものと指摘されている⁽¹⁾。政府発表に基づいても、公的累積債務の対GDP比は、開発途上国の危険水準といわれる60%台に達しているわけである。

(1) Phạm Huyền, “Nợ công Việt Nam từ một cái nhìn khác hơn, (「より厳しい見地より見たベトナムの公的債務」)” *Vietnam Net*, 2014.11.15. <<http://vietnamnet.vn/vn/kinh-te/207172/no-cong-viet-nam-tu-mot-cai-nhin-khat-khe-hon.html>>
以下、インターネット情報は2015年2月28日現在である。文中の金額の円換算は、平成27年8月報告省令レートに基づき1億ドン=57万400円として概算した。

公的債務拡大の大きな要因として公共投資がある。2001～10年の10年間、公共投資は当該10年間の「総社会開発投資」の22%を占めていたとされており⁽²⁾、これは年平均約95兆ドン(約5,400億円)で、GDPの約9%に相当する⁽³⁾。なお、2010年の国家予算は、歳入461兆ドン、歳出582兆ドン、赤字121兆ドンである。

公共投資が拡大する契機となったのは、1996年の国家予算法の制定とその後の同法の改正によって、それまで不明瞭であった中央予算と地方予算の区別と、地方への財政分権化が進められたことである。2002年に国家予算法が全面改正されると、地方省レベル⁽⁴⁾の財政政策の裁量が強化された(同法は2004年予算⁽⁵⁾から施行)。さらに2005年2月に政府が、公共投資プロジェクトの管理に関する政令にあたる議定第16号を公布したことで、地方での公共投資プロジェクトに関する現行の仕組みが整った。

2 公共投資の問題点

ベトナムの公共投資の問題について精力的に発言を行っている世界政治経済学院のヴォ・ダイ・ルック(Võ Đại Lộc)教授の指摘によれば、2000年代半ばまでの制度整備は、地方の公共投資プロジェクトの地方省レベルへのいわば白紙委任という状態を招き、中央政府による監督は形式的に行われるに過ぎないまま今日に至っている⁽⁶⁾。

さらにルック教授の指摘で重要なことは、地方省レベルの社会経済の特性や地方省レベルをまたいだ地域レベルの社会的経済的な関係性を無視して、地方省レベルごと横並びに工業化に重点を置く公共投資競争が激化したことで、無計画で非効率的な公共投資プロジェクトが続出することになったという点である⁽⁷⁾。近年ベトナム国内メディアも、いつまでも工事が完了しない橋や道路、完成してもほとんど利用されない地方の工業団地や道路などを取り上げ、公共投資プロジェクトの無計画、非効率ぶりをたびたび報じている。また、これまでの公共投資では、事前に行われる資金源及び収支バランスの見込みに対する審査が甘く、実施に移されたプロジェクトが資金難のために遅延し又は予算の裏付けのないまま工事が実施され、無計画に公的債務が積み上がるという問題もあった。

さらに、公共投資プロジェクトの決定過程における問題も指摘されている。地方省レベルの行政府である人民委員会が自らの管轄に属する投資プロジェクトを決定する際に、地方議会である人民評議会がほとんどチェックしていないとされており、また、NGOの調査⁽⁸⁾は、地域住民にプロジェクトの設計、予算及び決算が開示されていないと指摘してお

(2) Quốc Hùng, “Dự thảo Luật Đầu tư công: làm rõ trách nhiệm của người có thẩm quyền (「公共投資法案：管轄権を有する者の責任の明確化)」” *Sài Gòn Times*, 2012.8.6. <<http://www.thesaigontimes.vn/81014/Du-thao-Luat-Dau-tu-cong-lam-ro-trach-nhiem-cua-nguoi-co-tham-quyen.html>>

(3) 先進国の中でも公共事業支出が多いと言われてきた日本の場合、公共事業の対GDP比(一般政府総固定資本形成の対GDP比)は、1970年代末と1990年代中頃に6%を超えた経験があるだけで、近年は3%台で推移している。なお日本の公共事業の対GDP比は、内閣府の統計データ(<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data.html>>)から計算ができる。国際比較及び長期的推移は、「財政構造改革部会中間報告」(平成13年第10回経済財政諮問会議資料3の(3))2001.6.11.(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2001/0611/item2_2.pdf>)等を参照。

(4) ベトナムの地方行政は3階層制で、第1級行政区画が中央直轄市と地方省で、日本の都道府県にあたる。「地方省レベル」とは、中央直轄市と地方省を総称したものである。

(5) ベトナムの会計年度は1月1日始まりである。

(6) Võ Đại Lộc, “Đổi mới cơ chế phân cấp quản lý đầu tư công trong quá trình tái cấu trúc đầu tư công (公共投資再構築プロセスにおける公共投資管理分権化の刷新のあり方).” <<http://www.mpi.gov.vn/Pages/tinbai.aspx?idTin=17710&idcm=235>>

(7) 同教授は、例として、全国に267もの工業団地(2012年2月段階)があることを挙げ、これは各地方省レベルに平均4つの工業団地が設立されていることを意味し、資源の効率的配分の観点から問題があるとしている。

(8) Oxfamとベトナム国内NGOであるACDC(Trung tâm Hành động phát triển vì cộng đồng「共同体のための開発行動センター」)の共同調査。

り、公共投資プロジェクトに対する議会や住民の監視に問題があることが明らかにされている⁽⁹⁾。議会によるチェック機能や公開性の欠如は、深刻な汚職問題の原因ともなっている。

II 公共投資法の内容

1 立法過程

公共投資法は、2007年には計画投資省によって草案が準備されていた。しかし、国家財政法（1996年制定、2002年改正）、入札法（2005年制定、2013年全面改正）、投資法（2005年制定、2014年全面改正）、土地法（1988年制定、1993年、2003年及び2013年全面改正）、建設法（2003年制定、2014年全面改正）、国家財産使用管理法（2008年制定）、汚職防止法（2005年制定）等、10の法律のほか、国会決議や政令等に分散していた公共投資関連規定の統合という複雑な立法作業であったために、繰り返し国会への法案提出が延期された。

当初、政府調達や国有企業の投資活動など、国家財政に由来する活動を網羅的に同法に含めることも提案されていた。最終的に、政府調達については、入札法の全面改正（2013年11月26日改正、2014年7月1日施行）⁽¹⁰⁾によって、国有企業による投資活動については、投資法の全面改正（2014年11月26日改正、2015年7月1日施行）⁽¹¹⁾で定めることになり、公共投資法は、国家予算に基づく公益的な投資活動に限定することが決まった。国会での本格的な審議は、2013年後半の第13期国会第6会期に開始され、2014年前半の第7会期の6月18日に可決成立した。同法は2015年1月1日に施行された。

2 公共投資の分類

(1) プログラムとプロジェクトの区別

公共投資法において、公共投資は、まず、プログラムとプロジェクトに大別される。開発政策において一般的に、プログラムとは、医療や貧困といった特定テーマで設定された大枠の中で、関連する複数の施策が結びついて設計されているものを指し、プロジェクトとは、プログラムの中での個別の施策又はプログラムとは独立した具体的な案件を指す⁽¹²⁾。

ベトナムの法令の中で、プログラムとプロジェクトを定義づける法律は、管見の限り見出すことができないが、現行の法令での用法から理解する限り、開発政策における一般的な用法と違いはない⁽¹³⁾。例えば、2012年に政府が承認した持続的貧困削減国家目標プログラム（2012～15年）では、貧困世帯収入の平均増加率及び貧困率が目標値として設定され、テーマ別の4つのプロジェクトと、各プロジェクトにさらに具体的な小プロジェクトが連なっている。他方で、国際空港、自動車専用道路、大河川に架ける大吊橋等の大型プロジェ

(9) “Đầu tư công: nhiều nơi dân không được biết (「公共投資：多くの場所で住民は知ることができず。）」 *Tuổi Trẻ* (『若者』), 2014.5.24. <<http://tuoitre.vn/tin/kinh-te/20140524/dau-tu-cong-nhieu-noi-dan-khong-duoc-biet/609076.html>> 等。

(10) 藤倉哲郎「【ベトナム】入札法の改正」『外国の立法』No.259-2, 2014.5, p.34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8655793_po_02590212.pdf?contentNo=1> を参照。

(11) 藤倉哲郎「【ベトナム】新投資法が成立」『外国の立法』No.263-1, 2015.4, pp.22-23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9218623_po_02630111.pdf?contentNo=1> を参照。

(12) 例えば、途上国での医療改善をテーマとしたプログラムであれば、全体として達成すべき目標が掲げられた上で、当該目標を達成するために必要な、医療施設、衛生教育、予防接種、診療技術などの分野別の具体的なプロジェクトが立案される。

(13) なお、プログラム及びプロジェクトにあたるベトナム語は、投資関連に限らず、実務的に多用されている。例えば、国会各会期の全体的なスケジュールや制定すべき法律のリスト（通例「法律制定プログラム」と訳される）などにも「プログラム」にあたるベトナム語が用いられ、当該プログラムを受けて策定される、国会各会期のスケジュールの具体的な実施内容及び手順を定めたものや、法律制定プログラムに沿って準備される個別の法案を指して、「プロジェクト」にあたる語が用いられている。

クトのように、特定のプログラムには属していない、独立したプロジェクトがある。

公共投資法では、「公共投資プログラム」が、「経済社会開発目標を達成するための目標、任務及び手段の集合をいう」（第4条第7項）と定義され、一方で「公共投資プロジェクト」が、「その全部又は一部に公共投資予算を使用する投資プロジェクト」（同条第13項）と定義されているが、両者の関係を規定する条文がない。公共投資プログラム及びプロジェクトの投資方針及び投資計画は、経済社会開発計画⁽¹⁴⁾を主要な指針として決定される（第18条、第50条）が、ベトナムでのプログラムとプロジェクトの用例に即せば、公共投資プログラムの中に掲げられる各プロジェクトは、当該公共投資プログラムを一義的な指針として実施されるものと解される。

(2) プログラム及びプロジェクトの種類

公共投資法では、プログラムは全国範囲の国家目標プログラム、分野ごと又は地域ごとの目標プログラム、及びその他のプログラムの3つに区分されている。

また、プロジェクトは、重要度別に国家重要プロジェクト以下、A、B、Cに区分されたものに、災害対応のための緊急プロジェクトを加えた計5つの分類に分けられている。緊急プロジェクトを除いたプロジェクト分類の基準は表1、表2のとおりである。なおCグループの中には、各地方レベルの人民評議会が任意に指定する重点プロジェクトがある（第29条）。

表1 国家重要プロジェクト（第7条）

- | |
|--|
| 1. 10兆ドン以上 |
| 2. 環境影響条件 a) 原子力発電所 b) 保護林の地目転換面積条件（50ヘクタール以上） |
| 3. 稲作地の地目転換面積条件（2期作田500ヘクタール以上） |
| 4. プロジェクトに伴う移住・再定住人数条件（山間地で2万人以上、その他の地域で5万人以上） |
| 5. 国会の決定を要するプロジェクト |

（出典）筆者作成。

表2 グループ別プロジェクト（第8条～第10条）

		Aグループ	Bグループ	Cグループ
投資額の区別なく特別な場合 （工業団地、遺跡、国防関連等）		有	無	無
分野別	交通（橋梁・港・空港・鉄道・国道）、 発電、石油掘削、化学・肥料・ セメント、機械・鉄鋼、鉱物掘削・ 加工、住宅地区建設	2兆3000億ドン 以上	1200億ドン以上 2兆3000億ドン未満	1200億ドン 未満
	交通（上記以外）、水利、上下水道、 電気技術、IT・電子、製薬、郵便・ 通信等	1兆5000億ドン 以上	800億ドン以上、 1兆5000億ドン未満	800億ドン 未満
	農林水産、国有林・自然保護区、 新都市開発等	1兆ドン 以上	600億ドン以上、 1兆ドン未満	600億ドン 未満
	医療・文化・教育、科学研究、 メディア、文化財保存、観光・ スポーツ等	8000億ドン 以上	450億ドン以上、 8000億ドン未満	450億ドン 未満

（出典）筆者作成。

(14) 5か年計画と単年度計画の総称で、中央レベルでは国会が、地方レベルでは地方議会である人民評議会が採択する。

3 公共投資実施までのプロセス

(1) 3段階の決定プロセス

各公共投資プログラム及びプロジェクトが実施されるまでには、投資方針の決定、投資の決定、投資計画の決定の3つの段階がある。さらに各段階には、立案、検討並びに審議及び決定の3つの過程があり、各過程に関与する機関が定められている。

各段階及び過程で関与する機関は、前述のプログラム及びプロジェクトの区分並びにその下位区分だけでなく、予算をどの機関が管理しているかでも異なっており、非常に複雑である。概して、投資方針については、行政機関が立案し議会に諮り、投資決定は行政機関の長が行い、投資計画は行政機関の提案に基づき議会が承認するという形をとっている。また各段階での検討過程では、中央の案件であれば計画投資省及び財務省が、地方の案件であれば、計画投資省の地方機関である計画投資局及び地方議会の人民評議会が、計画全体及び財政面の妥当性に対して検討を加えることになっている。

なお、各過程で案件の立案を行うのは、「立案を指示された部署」、「主管機関」、「プログラム実施主体」、「プロジェクト実施主体」等と様々に表現されているが、案件の執行を取り仕切る各機関の担当者を指しているものと解される。

(2) 投資方針決定

投資方針の決定権限は、案件の重要度に従って、議会にあるのか行政にあるのか、中央にあるのか地方にあるのかの2つの軸で区分される。国家的な重要案件については国会に決定権限があり、以下、案件の重要度が小さくなるにしたがって、政府、首相、中央省庁、地方の人民評議会、人民委員会という順に、決定権限を有する機関が対応している。ただし、国家目標プログラム以外のプログラム並びにB及びCグループ・プロジェクトについては、決定権限における中央と地方の区別は、プロジェクトの重要度ではなく、予算の管理主体の違いに対応しているに過ぎない。

プログラム及びプロジェクトともに、最も重要な国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの投資方針は、まず、担当部署が立案したもの⁽¹⁵⁾を、計画投資省大臣を議長として首相が設置する国家検討評議会が事前に検討する。検討後に修正を加えられた案件は、国会で審議され、国会の採択によって投資方針として決定される。

さらに国家目標プログラム以外の、目標プログラム及びその他のプログラムのうち、まず中央予算、ODA等⁽¹⁶⁾及び国家予算収支に含まれていない投資向け予算に基づくものは、主に計画投資省が事前に案件を検討し、政府又は首相⁽¹⁷⁾が投資方針を決定する。他方で、100%地方財政で実施されるそれらのプログラムの投資方針は、各地方レベルの行政機関内部の検討を経て、同レベルの人民評議会が決定する。

(15) 投資方針が決定されるまでに、各機関の検討及び審査に付される書類は、各プログラム並びにB及びCグループ・プロジェクトの場合には、「投資方針提案報告書」(第4条第1項)、国家重要プロジェクト及びAグループ・プロジェクトの場合には、「実行可能性事前検討報告書」(同条第2項)と呼ばれる。

(16) ODA及び国際援助機関からの優遇借入れ。

(17) ここで政府とは、日本の内閣にあたる。国会組織法第2章及び第3章によれば、政府と首相の関係は次のとおり。政府は、首相、副首相、各大臣及び省と同格の機関の長で構成され(第3条)、副首相、各大臣及び省同格機関の長の任命及び罷免は、首相の提案に基づき国会が承認する(第20条第3項)。政府は、政府活動の重要事項を多数決により決定する(第19条)。首相は、政府を代表して政府の決議及び議定に署名し、首相としての決定、指示等を公布する(第21条)。なお、首相の任免は、国家主席の提案に基づき、国会が決定する(憲法第70条第7項及び第88条第2項)。

プロジェクトでは、まず A グループ・プロジェクトは、予算類型⁽¹⁸⁾に関係なく、首相が投資方針を決定する。中央が管理するプロジェクトと地方が管理するプロジェクトでは、方針決定に先立つ立案と検討を担当する機関が異なる。前者では、案件を管理する機関内部での検討を経て、直接首相に提出される。後者では、地方省レベル行政機関内部での検討、地方省レベルの人民評議会からの意見聴取を経て、中央に送付される。中央では、計画投資省主導の各省合同検討会又は計画投資省の提案に基づいて首相に指定された 1 機関での検討が行われた後、再び地方省レベルに返送される。地方省レベルの行政機関内部で修正を加えた案件が、首相に提出される。

次に、B 及び C グループ・プロジェクトは、予算類型と予算の管理主体で細かく分類され、担当部署を直接管轄する機関が投資方針の決定権限を有する（表 3 参照）。原則として、中央省庁は、自らが管理する予算に基づくプロジェクトについて、投資方針を決定する権限を有しており、地方が管理する予算に基づくプロジェクトについては、地方レベルごとに、B グループ・プロジェクトについては人民評議会が、C グループ・プロジェクトは人民委員会が投資方針決定権限を有している。ただし、C グループ・プロジェクトのうち、人民評議会が重点プロジェクトに指定したものの投資方針は、当該人民評議会が決定する。

表 3 B 及び C グループ・プロジェクトの投資方針決定権限を有する機関

B グループ・プロジェクト				C グループ・プロジェクト			
		予算管理主体				予算管理主体	
		中央	地方			中央	地方
予算類型	中央	中央省庁の長 又は首相 (注 1)	人民評議会	予算類型	中央	中央省庁の長 又は首相 (注 1)	人民委員会 (注 3)
	地方	—	人民評議会		地方	—	人民委員会 (注 3)
	ODA	中央省庁の長 又は首相 (注 2)	—		ODA	中央省庁の長 又は首相 (注 2)	—

(注 1) 祖国戦線及び政治社会組織等の中央機関が管理する場合には、首相が投資方針の決定権限を有する。

(注 2) 中央省庁の管理下でない ODA 等は、首相が投資方針の決定権限を有する。

(注 3) 人民評議会が C グループ・プロジェクトの一部を重点プロジェクトと指定した場合には、当該人民評議会が投資方針の決定権限を有する。

(出典) 筆者作成。

特殊な例として、ベトナムにおいて準国家的機関であるベトナム祖国戦線⁽¹⁹⁾及び同祖国戦線に加盟する共産党系大衆組織（「政治社会組織」⁽²⁰⁾）と総称される労働組合、女性団体、青年団体など）の中央機関が管理する中央予算に基づくプロジェクトがある。それらの組織が立案する B 及び C グループ・プロジェクトについては、首相が投資方針を決定する。また、ODA 等の外国資金で実施されるプロジェクトは、資金管理が中央省庁に属する場

(18) 中央予算、地方予算及び ODA 等の外国資金に分かれる。なお、中央予算は、中央省庁等が管理するものと、地方行政機関が管理するものがある。

(19) ベトナム祖国戦線は、共産党の統一戦線路線を体現する組織で、共産党、人民軍、労働組合、青年組織、女性団体、宗教団体など、各社会階層を代表する政治社会組織又は社会組織の連合体である。

(20) ベトナムの法律用語としては、一般的な政治的及び社会的組織のことではなく、ベトナム祖国戦線に加盟している共産党系の労働組合、青年組織、女性団体などを指す。

合には、当該中央省庁の長が投資方針を決定し、その他のプロジェクトについては、首相が投資方針を決定する。その他のプロジェクトとしては、地方、祖国戦線又は政治社会組織等が管理する ODA 等関連のプロジェクトが含まれるものと考えられる。

(3) 投資決定

投資決定は、(2) で概説したプロセスによって決定された投資方針を根拠に行われる。この段階では、フィージビリティ調査に基づいて「実行可能性検討報告書」(第 4 条第 3 項)が作成され、検討及び審査が行われる。投資の最終決定までには、担当機関内部に設置された検討委員会での事前検討が行われる。ただし、国会が決定した投資方針に基づく国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの場合には、計画投資省大臣を長として首相が設置する国家検討評議会によって事前検討が行われる。また国家目標プログラム以外で、中央予算等、ODA 等及び国家予算収支に含まれていない投資向け予算に基づくプログラムの場合には、計画投資省が事前検討を実施する。

投資決定の権限を有するのは、投資方針を決定したのが国会である場合には首相、地方議会の人民評議会である場合には同じ地方レベルの人民委員会主席である。また、投資方針を決定したのが首相の場合には案件を管理する機関の長⁽²¹⁾、中央省庁等の長の場合には当該中央省庁等の長、地方の人民委員会の場合には原則として地方省レベルの人民委員会主席が投資決定を行う⁽²²⁾。なお、B 及び C グループ・プロジェクトについては、投資決定権限を有する機関は、直属の機関に、その投資決定権限を委任することができる(第 39 条第 2 項 c 号及び第 3 項 c 号)。

(4) 投資計画

投資決定の後に投資計画が策定されるが、公共投資法では、この投資計画についての従来のあり方が大きく改められている。これまで経済社会開発 5 か年計画(現在、2011 ~ 15 年 5 か年計画⁽²³⁾を実施中)との関係が不明確であった短期又は単年度の投資計画を改め、経済社会開発 5 か年計画に適合することを投資計画の要件とし、5 年間の中期計画及び当該中期計画の実施計画としての年次計画を策定するものとしている(第 49 条第 1 項)。

これらの投資計画は、中央予算に基づくプログラム及びプロジェクトについては、政府が各投資計画を作成し国会が承認する。また、地方予算に基づくプログラム及びプロジェクトについては、各地方レベルの人民委員会が各投資計画を作成し人民評議会が承認する。

4 監視の強化と評価制度の導入

投資計画の実施に際しては、計画投資省が計画の実施状況全般を、財務省が計画の収支状況を、それぞれ監督するよう定められている(第 74 条第 2 項及び第 3 項)。

また、公共投資法は、計画投資省及び財務省による監督以外にも、監視及び検査の義務及び権限を複数の機関(主管機関、投資実施主体、投資決定者、国の管理機関等)に与え、監視の強化を図っている(第 79 条)。監視及び検査は、公共投資プログラム及びプロジェクトの投資過程全般に及び、承認された内容及び基準に従っているかがチェックされる。

(21) 中央省庁が管理するプロジェクトであれば中央省庁の長で、祖国戦線及び政治社会組織等の中央機関が管理する案件であれば、当該祖国戦線又は政治社会組織の長となる。

(22) 県及び村のプロジェクトで、100% 当該地方の予算で行われるもの場合には、投資決定は、当該地方レベルの人民委員会の議長が行う。

(23) 2011 年 11 月 8 日に国会が採択した。

特に国の管理機関には、定期的な検査権限の他に、抜打ちでの検査権限を与えている。

一方、公共投資法では、公共投資に対する評価制度が初めて導入されている。評価には初期評価、中間又は定期評価、最終評価、影響評価及び抜打ち評価があり、各プログラム及びプロジェクトごとに実施しなければならない評価が定められている（第 80 条）。評価実施に責任を負うのは事業の実施主体であり、自ら若しくは専門家又はコンサルタント組織に評価を委託して評価を実施する（第 84 条）。主管機関、投資決定者及び国の管理機関も必要に応じて評価を実施することができる（第 80 条第 5 項）。

さらに公共投資法では、ベトナム祖国戦線をとおした地域住民による監視制度が設けられている（第 82 条及び第 83 条）。地域住民による監視は、国家重要プロジェクト及び A グループ・プロジェクトのほか、環境に重大な影響又は地域住民の経済社会生活に直接の影響を伴うプロジェクトに対して、プロジェクトの実施に先立って行われる。地域住民による監視は、ベトナム祖国戦線が取り仕切り、監視計画の立案、地域住民監視委員会の設立を担当する。事業の実施主体には、関連する資料の誠実かつ速やかな提供と、地域住民の意見を聞き入れ、プロジェクトの実施方法を補強する責任があるものと定められている。

おわりに

公共投資法は、地方への財政分権化を背景として無計画に膨らんできた公共投資を、初めて体系的に秩序付ける法律である。しかし、議会に対して行政府が、中央に対して地方特に地方省レベルが主導してきたこれまでの公共投資に、中央政府、国会、地方議会及び地域住民が、有効な規制や監視を行えるかは、同法の今後の運用実態にかかっている。

国会議員の中には、今回の同法制定を高く評価する一方で、引き続き公共投資政策の改革が必要であると主張する議員もいる。その 1 つが、地方省ごとに縦割りであつ横並びの投資競争という地方経済の考え方が、公共投資法でも改められていないという指摘であり、地方省をまたぐ地域の利益になる経済開発の観点と、それぞれの地方の経済的特徴に適合した投資プロジェクトの立案が必要だとしている⁽²⁴⁾。また、投資規模別に A、B、C とする区分ではなく、財源を基準に区分を行い、中央予算では全国規模及び地方省をまたぐ地域規模のプロジェクトを、地方予算では地方省内のプロジェクトを実施するとして、プロジェクトの責任の明確化を図るべきだとの指摘もある⁽²⁵⁾。

参考文献

- ・グエン・クオック・フン「ベトナムのマクロ経済の現状と課題—新たな成長モデルの模索—」寺本実編『転換期のベトナム—第 11 回党大会、工業国への新たな選択—』アジア経済研究所, 2012, pp.51-81.
- ・寺本実「第 11 回党大会を巡る議論に向けて」同上, pp.1-21.

(ふじくら てつろう)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍時に執筆したものである。)

(24) TRẦN DU LỊCH, “Cần xóa bỏ kiểu “mạnh ai nấy làm”! (“『強いものが為す』モデルを払拭する必要がある!)” *Tuổi Trẻ* (『若者』), 2014.4.26. <<http://tuoitre.vn/tin/kinh-te/20140426/can-xoa-bo-kieu-manh-ai-nay-lam/604578.html>>

(25) THÀNH, L.KIÊN and M.HUONG, “Đầu tư công sai, cấp nào chịu trách nhiệm? (“『誤った公共投資 どのレベルが責任を取るのか?』”)” *Tuổi Trẻ* (『若者』), 2013.11.18. <<http://tuoitre.vn/tin/chinh-tri-xa-hoi/20131118/dau-tu-cong-sai-cap-nao-chiu-trach-nhiem/580879.html>>

公共投資法

LUẬT ĐẦU TƯ CÔNG

前・国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤倉 哲郎訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第16条）
- 第2章 公共投資プログラム及びプロジェクトの投資方針及び投資決定
 - 第1節 投資方針の立案、検討及び決定（第17条～第38条）
 - 第2節 公共投資プログラム及びプロジェクトの立案、検討及び投資決定（第39条～第48条）
- 第3章 公共投資計画の立案、検討、承認及び委任
 - 第1節 総則（第49条～第59条）
 - 第2節 国家予算、国債、政府債、地方債、国家予算の収支に含まれていない投資向け予算及び投資のために地方予算が借り入れる資金に基づく投資計画の立案、検討、承認及び委任（第60条～第68条）
 - 第3節 国の開発投資信用、ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画の立案、検討、承認及び委任（第69条～第71条）
- 第4章 公共投資計画の実施、監視、検査、評価及び監査
 - 第1節 公共投資計画の実施（第72条～第76条）
 - 第2節 公共投資プログラム及びプロジェクト計画の監視、検査、評価及び監査（第77条～第85条）
- 第5章 公共投資活動における機関、組織及び個人の役割、権限及び責任（第86条～第105条）
- 第6章 施行条項（第106条～第108条）

第1章 総則

第1条 規制範囲

この法律⁽¹⁾は、公共投資予算の管理及び使用、公共投資に関する国家管理並びに公共投資活動に係る機関、部署、組織及び個人の権利、義務及び責任について定める。

第2条 適用対象

この法律は、公共投資活動並びに公共投資予算の管理及び使用に関与又は関連する機関、組織及び個人に適用する。

第3条 公共投資法、国際条約及び国際合意の適用

1. 公共投資予算の管理及び使用並びに公共投資活動は、この法律の規定及び関連する法令の他の規定を遵守しなければならない。
2. ベトナム社会主義共和国が署名者である国際条約が、この法律の規定と異なる規定を有する場合には、当該国際条約の規定が適用される。

(1) 法律原文はベトナム政府ホームページ上の法令データベースから入手した（〈http://datafile.chinhphu.vn/file-remote-v2/DownloadServlet?filePath=vbpq/2014/08/49_dautucong.signed.pdf〉最終アクセス日は2015年2月28日）。訳出に際しては、制度の枠組みとなる規定、国会及び政府が関与する公共投資プログラム・プロジェクトの決定プロセスに関する規定を中心に訳し、地方政府の管轄下にある規模の小さなプロジェクト・プログラムに関する規定及び実務的な規定を省略した。なお、訳文中の [] 内の語句は訳者が補ったものである。

3. 外国における公共投資プログラム及びプロジェクトの実施は、ベトナム社会主義共和国が署名者である国際条約の規定及びベトナムと外国との間の国際合意の規定を遵守する。

第4条 用語の解釈

この法律における次の各項に掲げる用語の解釈は、当該各項に定めるところによる。

1. 「投資方針提案報告書」とは、権限を有する機関が投資政策を決定する際の基準とするために、公共投資プログラム並びにBグループ及びCグループのプロジェクトの必要性、実行可能性及び効率性に関する予備的な検討内容を説明する資料をいう。
2. 「実行可能性事前検討報告書」とは、権限を有する機関が投資政策を決定する際の基準とするために、国家重要プロジェクト及びAグループ・プロジェクトの必要性、実行可能性及び効率性に関する予備的な検討内容を説明する資料をいう。
3. 「実行可能性検討報告書」とは、権限を有する機関が投資政策を決定する際の基準とするために、公共投資プログラム及びプロジェクトの必要性、実行可能性及び効率性に関する検討内容を説明する資料をいう。
4. 「中央省庁及び地方行政機関」とは、首相から公共投資計画を委任された機関を指し、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 政治組織 [= 共産党] の中央機関⁽²⁾、最高検察院、最高人民裁判所、国家会計監査院、国家主席府官房、国会事務局並びに省、省級機関⁽³⁾及び政府機関（以下、「省及び中央機関」という。）
 - b) 地方省及び中央直轄市の人民委員会（以下、「地方省レベル人民委員会」という。）
 - c) ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央機関
 - d) 公共投資計画を委任されたその他の機関及び組織
5. 「プログラム実施主体」とは、公共投資プログラムの管理を主宰することを委任された機関及び組織をいう。
6. 「投資実施主体」とは、公共投資プロジェクトを管理するよう委任された機関及び組織をいう。
7. 「公共投資プログラム」とは、経済社会開発目標を達成するための目標、任務及び手段の集合をいう。
8. 「目標プログラム」とは、具体的な期間に、分野ごと若しくはいくつかの地域又は領域において、1又は複数の目標を達成するための公共投資プログラムをいう。
9. 「国家目標プログラム」とは、全国範囲で具体的な期間の経済社会開発目標を達成するための公共投資プログラムをいう。
10. 「主管機関」とは、この条第4項に定める中央省庁及び地方行政機関並びにプログラム及びプロジェクトを管理する政治組織 [= 共産党] の機関又は国会の機関をいう。
11. 「公共投資管理担当機関」とは、計画投資省に属し公共投資管理の職務を担当する部署並びに省、[共産党の] 中央機関、ベトナム祖国戦線、政治社会組織並びに公共投資計画を委任された他の機関及び組織に属し公共投資管理を委任された部署、計画投資局⁽⁴⁾並びに県レベル及び村レベルの人民委員会に属し公共投資管理職務を担当する

(2) ベトナムでは、「政治組織」という用語でベトナム共産党のことを指す。その中央機関とは、ベトナム共産党中央直属の各組織を指す。

(3) 省に準じた権限を有する政府機関で、政府官房、国家銀行（中央銀行）、政府監査院及び民族委員会の4機関がある。

(4) 計画投資省の地方省レベルの出先機関。

室及び委員会⁽⁵⁾をいう。

12. 「公共投資に関する国家管理機関」には、政府、計画投資省及び各地方レベルの人民委員会が含まれる。
13. 「公共投資プロジェクト」とは、その全部又は一部に公共投資予算を使用する投資プロジェクトをいう。
14. 「緊急プロジェクト」とは、自然災害及びその他の予期せぬ事故を速やかに克服するために、権限を有する機関の決定に基づく投資プロジェクトをいう。
15. 「公共投資」とは、経済社会インフラ建設プログラム及びプロジェクト並びに経済社会開発に資するプログラム及びプロジェクトに投じられる、国による投資活動をいう。
16. 「官民パートナーシップ投資」とは、公益のインフラ及び供給プロジェクトを実施し、管理し、運用するために、権限を有する国家機関と投資家又はプロジェクト運営企業との間の契約に基づいて実施される投資をいう。
17. 「公共投資活動」とは、投資方針の立案、検討及び決定、公共投資プログラム及びプロジェクトの立案、検討及び決定、公共投資計画の立案、検討、承認、委任及び実施、公共投資予算の管理及び使用並びに公共投資計画、プログラム及びプロジェクトの監視、評価、検査及び監査を含む。
18. 「公共投資計画」とは、公共投資プログラム及びプロジェクトの目標、方向性及び一覧、公共投資予算のバランス、予算配分のあり方並びに資源動員及び実施に関する方法の集合をいう。
19. 「インフラ建設の未払債務」とは、権限を有する機関が承認した公共投資計画において、すでに引き渡された実施作業量の対価のうち、当該実施作業量に対して配分される予算が未確定のものをいう。
20. 「公共投資に関する国家管理の分権化」とは、公共投資活動において権限を有する機関、組織及び個人の権限及び責任を決定することをいう。
21. この法律に定める「公共投資予算」とは、次に掲げるものを含む。国家予算、国債、政府債⁽⁶⁾、地方債、政府開発援助（ODA）、外国援助機関からの優遇借入れ、国の開発投資信用、国家予算の収支に含まれていない投資向け予算及び投資のために地方予算が借り入れる資金

第5条 公共投資の領域

1. 経済社会インフラに関するプログラム及びプロジェクトへの投資
2. 国家機関、公益事業団体、政治組織及び政治社会組織の活動の補助となる投資
3. 公益財及びサービスを供給する活動への投資及び支援
4. 官民パートナーシップに基づき実施されるプロジェクトにおける国家投資

第6条 公共投資プロジェクトの分類

1. 公共投資プロジェクトは、その性質に基づき、次の各号に掲げるとおり分類する。
 - a) プロジェクトの財産及び設備の購入を含む新たな建設、改造、更新及び既に建設

(5) 第1級行政区画である地方省レベルの各行政機関が「局」(sở)であるのに対して、県レベル(第2級行政区画)に対応する行政機関が「室」(phòng)、村レベル(第3級行政区画)に対応する行政組織が「委員会」(ban)である。

(6) 公的債務管理法(2009年制定)第3条では、国債(công trái)を公的借入れのひとつとして掲げているがその明確な定義はなく(第16項)、政府債(trái phiếu chính phủ)は、国家財政又は特定の投資プロジェクトにあてるために財務省が発行するものと定義されている(第17項)。なお、国債(công trái)発行の過去の例を検討すると、国会の決議に基づいて、経済社会開発一般又は僻地における教育支援の財源として祖国建設国債(công trái xây dựng tổ quốc)が発行された例がある。

されているプロジェクトの拡張を行う投資プロジェクトを、建設投資プロジェクトという。

- b) 財産の購入、土地所有権の譲受、設備及び機械の購入、修理及び更新並びに前項で定められていないその他のプロジェクトを、非建設投資プロジェクトという。
2. 公共投資プロジェクトは、その重要度及び規模に基づき、この法律第7条、第8条、第9条及び第10条の基準に従って、国家重要プロジェクト、Aグループ・プロジェクト、Bグループ・プロジェクト及びCグループ・プロジェクトに分類する。

第7条 国家重要プロジェクト分類基準

国家重要プロジェクトとは、次の各項の基準のいずれかを満たす独立した投資プロジェクト又は互いに強く関連し合うプロジェクトの集合をいう。

1. 予算が10兆ドン以上である公共投資
2. 環境に対する重大な影響又はその可能性があるもので、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 原子力発電所
 - b) 土地使用に際して、50ヘクタール以上の国立公園、自然保護区、景観保護区並びに研究及び科学実験林、50ヘクタール以上の水源保護林、500ヘクタール以上の防風林、防砂林、防波林、海岸浸食防止林及び環境保護林又は1000ヘクタール以上の生産林からの地目転換を要するもの
3. 土地使用に際して、500ヘクタール以上の規模で2期作以上が可能な稲作地からの地目転換を要するもの
4. 山間地において2万人以上又はその他の地域で5万人以上の移住及び再定住を要するもの
5. 国会の決定を要する特別な規制と政策の適用が要請されるプロジェクト

第8条 Aグループ・プロジェクト分類基準

第7条に定める国家重要プロジェクトを除き、次の各項の基準のいずれかを満たすプロジェクトを、Aグループ・プロジェクトという。

1. 投資額に関わらず、次の各号のいずれかを満たすプロジェクト
 - a) 国の特別指定遺跡を有する地域でのプロジェクト
 - b) 国防及び安全保障に関する法令の規定に基づき国防及び安全保障上特に重要な地域でのプロジェクト
 - c) 国家機密性を帯びる国防及び安全保障プロジェクト
 - d) 毒物及び爆発物生産プロジェクト
 - d)⁽⁷⁾ 工業団地及び輸出加工区のインフラ建設プロジェクト
2. 次の各号に掲げる分野に属し、投資総額が2兆3000億ドン以上のプロジェクト
 - a) 橋梁、海洋港、河川港、空港、鉄道及び国道を含む交通
 - b) 発電
 - c) 石油掘削
 - d) 化学、肥料及びセメント
 - d) 機械加工及び冶金
 - e) 鉱物掘削及び加工
 - g) 住宅地区建設

(7) ベトナム語のアルファベットの順は次のとおり。a, b, c, d, e, g, h, i, j, k, l, m, n… (以下略)。

3. 次の各号に掲げる分野に属し、投資総額が1兆5000億ドン以上のプロジェクト
 - a) 第2項a号に定めるプロジェクトを除く交通
 - b) 水利
 - c) 上下水道及び〔関連の〕技術インフラ
 - d) 電気技術
 - d) 情報及び電子機器生産
 - e) 製薬
 - g) 第2項d号に定めるプロジェクトを除く原材料生産
 - h) 第2項d号に定めるプロジェクトを除く機械建設
 - i) 郵便及び通信
4. 次の各号に掲げる分野に属し、投資総額が1兆ドン以上のプロジェクト
 - a) 農林水産業
 - b) 国立公園及び自然保護区
 - c) 新都市地区の技術インフラ
 - d) 第1項、第2項及び第3項に定める工業分野に属すプロジェクトを除く工業
5. 次の各号に掲げる分野に属し、投資総額が8000億ドン以上のプロジェクト
 - a) 医療、文化及び教育
 - b) 科学研究、情報学、ラジオ放送及びテレビ放送
 - c) 文化財保存
 - d) 観光及び体育スポーツ
 - d) 第2項g号に定める住宅地区建設を除く建設

第9条 Bグループ・プロジェクト分類基準

1. 第8条第2項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が1200億ドン以上2兆3000億ドン未満のもの
2. 第8条第3項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が800億ドン以上1兆5000億ドン未満のもの
3. 第8条第4項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が600億ドン以上1兆ドン未満のもの
4. 第8条第5項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が450億ドン以上8000億ドン未満のもの

第10条 Cグループ・プロジェクト分類基準

1. 第8条第2項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が1200億ドン未満のもの
2. 第8条第3項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が800億ドン未満のもの
3. 第8条第4項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が600億ドン未満のもの
4. 第8条第5項に定める分野に属するプロジェクトで、投資総額が450億ドン未満のもの

第11条 公共投資プロジェクト分類基準の調整（略）

第12条 公共投資管理原則

1. 公共投資予算の管理及び使用に関する法令の規定を遵守すること。

2. 国の経済社会開発戦略、経済社会開発5か年計画、経済社会開発企画及び分野別開発企画に合致すること。
3. 公共投資予算の管理及び使用に関係する国家管理機関、組織及び個人の責任と権限を適切に実施すること。
4. 各資金源の規定に適切に基づいて公共投資予算の使用を管理し、投資の集中性、一貫性、品質、効率、効果及び資源バランスの可能性を確保し、損失と浪費を回避すること。
5. 公共投資活動における公開性と透明性を確保すること。
6. 経済社会インフラ及び公益サービス供給のプロジェクトに対して、[民間の]組織及び個人が、直接投資すること又は官民パートナーシップに基づいて投資することを奨励すること。

第13条 公共投資に関する国家管理の内容

1. 公共投資に関する法規規範文書の公布及び施行
2. 公共投資に関する戦略、プログラム、計画、企画、対策及び政策の作成及び実施
3. 公共投資予算の管理及び使用に関する監視及び情報提供
4. 公共投資活動の効果についての評価並びに公共投資に関する法令の規定の遵守並びに公共投資企画及び計画の遵守についての検査及び監査
5. 公共投資活動に関連する法令違反の処理並びに組織及び個人からの不服申立及び訴えの解決
6. 公共投資活動において功績のあった機関、組織、部署及び個人の表彰
7. 公共投資に関する国際協力

第14条 公共投資における公開性と透明性

1. 公共投資における公開性と透明性が求められるものは、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 公共投資予算の管理及び使用に関する政策及び法令並びに[当該]政策及び法令の施行
 - b) 公共投資予算の配分に関する原則、基準及び目標
 - c) 中期及び年次公共投資計画におけるプロジェクト一覧の確定に係る原則、基準及び根拠
 - d) 地方における公共投資の企画、計画及びプログラム並びに年度ごと及びプログラムごとに配分された予算並びに[当該]公共投資予算の実施及び支出の進捗
 - d) 規模、投資総額、期間及び地点に関する情報を含む、地方プロジェクトの一覧並びに投資が行われる当該地方に対するプロジェクトの全般的効果を評価する報告
 - e) プロジェクト一覧及び[当該]プロジェクトごとに配分される公共投資予算額を含む、資金源ごとの中期及び年次の公共投資予算配分計画
 - g) 公共投資プロジェクトの実施に係る各予算とその他の資金の動員
 - h) [公共投資の]計画、プログラム及びプロジェクトの実施状況及び結果
 - i) 資金源ごとの各プロジェクトの実施及び支出の進捗
 - j) [公共投資の]プログラム及びプロジェクトの引渡及び評価の結果
2. 機関、組織及び部署の長は、法令に基づいて、公共投資に関する内容を公開しなければならない。

第15条 公共投資の計画、プログラム及びプロジェクトの立案、検討、監視、検査、評価及び監査に係る費用（略）

第16条 公共投資における禁止行為

1. 戦略、企画及び計画に合致していないか、適正な権限によってなされていないか、法令が規定するプロセス及び手続に基づいていないか、又は投資予算のバランスが確保されていない投資方針の決定
2. 権限を有する機関による投資方針の決定より先に行われ、又は権限を有する機関が決定した投資方針に反する投資プログラム及びプロジェクトの決定。プログラム及びプロジェクトの投資総額の調整に関する、公共投資に関する法令の規定に違反した決定
3. 横領、金銭目当ての行為及び汚職のための地位及び権限の濫用
4. プログラム実施主体又は投資実施主体がコンサルタント組織と共謀して投資方針又は投資プログラム及びプロジェクトを決定させることで、国家予算及び財産並びに国の資源の損失及び浪費を引き起こし、並びに市民及び地域住民⁽⁸⁾の利益を損ない、侵害する行為
5. 贈賄、収賄及び賄賂の仲介
6. 投資方針が決定されていないか、[投資方針が]承認されていないか、又は計画予算が配分されていないプログラム又はプロジェクトに関して、組織又は個人に投資資金の支出を要求し、インフラ建設の未払債務を生じさせる行為
7. 目的に反するか、対象が異なるか、又は法令の規定する基準若しくは目標を超過する公共投資予算の使用
8. 投資方針の決定、投資の決定又はプログラム若しくはプロジェクトの実施に関する情報、書類又は資料を改ざんする行為
9. 不正確、無根拠又は客観的でない情報を故意に報告し、又は提供し、計画、プログラム又はプロジェクトの立案、検討又は決定に影響を与える行為
10. 不正確、無根拠又は客観的でない情報を故意に報告し、又は提供し、計画、プログラム又はプロジェクトの実施における、監視、評価、検査、監査又は違反行為の処分に影響を与える行為
11. 投資方針の決定、投資の決定又はプログラム若しくはプロジェクトの実施に関する全ての資料、証拠文書又は書類を、故意に毀損し、改ざんし、隠ぺいし、又は保管を怠る行為
12. 公共投資に関する法令違反行為の発見を妨害する行為

第2章 公共投資プログラム及びプロジェクトの投資方針及び投資決定

第1節 投資方針の立案、検討及び決定

第17条 プログラム及びプロジェクトの投資方針決定に関する管轄

1. 国会は、次の各号に掲げるプログラム及びプロジェクトの投資方針を決定する。
 - a) 国家目標プログラム
 - b) 国家重要プロジェクト
2. 政府は、中央予算、国債、政府債、ODA、外国援助機関の優遇借入れ及び国家予算収支に含まれていない投資向け予算を用いる目標プログラムの投資方針を決定する。
3. 首相は、次の各号に掲げるプログラム及びプロジェクトの投資方針を決定する。

(8) 原文では *cộng đồng* (漢字で「共同」に対応する) で、「共同体」とも訳せるが、ここでは意識した。以下、「地域住民」と訳される場合には、全て原文では *cộng đồng* が対応している。

- a) A グループ・プロジェクト
 - b) ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央機関並びにその他の機関及び組織が管理する中央予算を用いるプロジェクト
 - c) 中央予算を用いる緊急プロジェクト
 - d) ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いる投資プログラムのうち、この条第1項及び第2項に定める国家目標プログラム、目標プログラムを除いたもの
 - d) 政府の決定に基づく ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いる投資プロジェクト
4. 中央省庁の長は、次の各号に掲げるプロジェクトの投資方針を決定する。
- a) 第3項c号に定めるプロジェクトを除く、中央予算、国債、政府債、国家の開発投資信用及び自らの機関が管理する国家予算収支に含まれていない投資向け予算を用いる B グループ及び C グループ・プロジェクト
 - b) 第3項d号に定めるプロジェクトを除く、自らの機関が管理する ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いる投資プロジェクト
5. 各レベルの人民評議会⁽⁹⁾は、次の各号に掲げるプログラム及びプロジェクトの投資方針を決定する。
- a) 地方予算、地方債、各レベルの人民評議会の権限に属する地方予算に含まれていない投資向け予算及び地方予算のその他の借入れによって全てが構成される投資プログラム
 - b) この条第3項d号に定めるプロジェクトを除く、自らの管理に属する B グループ・プロジェクト及び C グループ重点プロジェクト。地方の C グループ・重点プロジェクトの基準は、地方の目標、開発方向、財政能力及び具体的特性に適合するように、地方省レベル人民評議会が決定する。
6. 各レベルの人民委員会は、この条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項に定めるプロジェクトを除く、自らの管理に属するプロジェクトの投資方針を決定する。

第18条 プログラム及びプロジェクトの投資方針決定の条件

1. 権限を有する機関があらかじめ承認している経済社会開発戦略、企画及び計画に合致すること。
2. 投資方針の決定又は投資の決定があらかじめなされているプログラム又はプロジェクトと重複しないこと。
3. 多額の資金を用いるプログラム又はプロジェクトについて、公共投資予算のバランス及び他の資金源の動員能力に合致すること。
4. 公債に対する政府及び地方政府の返済能力に合致すること。
5. 経済社会、国防、安全保障及び持続的開発の観点からの効果が保障されていること。
6. 資金回収の能力のあるプロジェクトについては、官民パートナーシップに基づく投資の実施を優先すること。

第19条 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. プログラム及びプロジェクトの投資準備を委任された機関は、次の各号に掲げる責任を有する。

(9) 人民評議会は、地方議会に相当する。

- a) 直属の部署に対して、国家目標プログラムに関する投資方針提案報告書及び国家重要プロジェクトに関する実行可能性事前検討報告書の立案を委任する。
 - b) 投資方針提案報告書及び実行可能性事前検討報告書を検討するために、検討職務を担当する部署に対して、委任するか、又は検討評議会を設置する。
 - c) 投資方針提案報告書及び実行可能性事前検討報告書を完成させ、政府に提出する。
2. 首相は、国家目標プログラムの投資方針提案報告書及び国家重要プロジェクトの実行可能性事前検討報告書を検討するために、計画投資大臣を長とする国家検討評議会を設置する。
 3. 政府は、国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトに関する投資方針を国会に提出し、その審議と決定に付す。
 4. 会の機関は、国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトに関する書類を審査する。
 5. 国会は、国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトに対する投資方針に関する議決案を審議し表決する。[当該]国会議決案の内容は、目標、規模、投資総額、主たる技術、地点、時期、進捗、組織構造及び実施される政策を明示するものとする。

第20条 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの投資方針決定書類（略）

第21条 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの投資方針検討の内容と手続（略）

第22条 政府の管轄に属するプログラムの投資方針決定のプロセス及び手続

1. プログラム実施主体は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 投資方針提案報告書を検討するために、検討職務を担当する部署に委任するか、又は検討評議会を設置する。
 - c) 投資方針提案報告書を完成させ、首相に提出する。
2. 首相は、各省合同検討会を設置するか、又は関係機関と協力のうえ、計画投資省が主宰することを委任して、投資方針提案報告書の検討を行う。各省合同検討会を設置する場合には、計画投資省が[当該各省合同検討会を]主宰し、財務省及び関係機関と協力して、資金源及び予算バランスを検討する。
3. プログラム実施主体は、この条第2項に定める検討による意見に基づいて投資方針提案報告書を完成させ、政府に提出する。
4. 政府は、目標、範囲、規模、投資総額、期間、進捗、組織構造及び実施される政策を含む、[当該]プログラムの投資方針を審議し決定する。

第23条 A グループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央機関並びにその他の機関及び組織の長は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、実行可能性事前検討報告書の立案を委任する。
 - b) 実行可能性事前検討報告書、資金源及び予算バランスを検討するために、検討職務を担当する部署に対して、委任するか、又は検討評議会を設置する。
 - c) この項 a 号に定める部署を指導して、実行可能性事前検討報告書を完成させ、首相に提出する。
2. 地方省レベル人民委員会の首席は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 担当機関又は県レベル人民委員会に対して実行可能性事前検討報告書の立案を委任する。

- b) 実行可能性事前検討報告書、資金源及び予算バランスを検討するために、地方省レベル人民委員会副主席の1人を議長として検討評議会を設置し、計画投資局を〔当該〕検討評議会の常任委員会とし、関係機関を成員とする。
 - c) この項 b 号に定める検討による意見に基づき、この項 a 号に定める関係機関を指導して、実行可能性事前検討報告書を完成させ、地方省レベル人民委員会に報告させる。
 - d) 首相への〔当該実行可能性事前検討報告書の〕提出に先立って、地方省レベル人民評議会に〔当該実行可能性事前検討報告書を〕提出して意見を求める。
3. 首相は、計画投資省の提案に基づき、合同検討評議会を設置するか、又は一機関に主宰することを委任して、実行可能性事前検討報告書を検討する。
 4. 計画投資省は、財務省と協力して、次の各号に掲げる予算を用いるプロジェクトについて、資金源及び予算バランスの検討を主宰する。
 - a) 中央予算、国債、政府債、ODA 及び外国援助機関の優遇借入れ
 - b) 国家予算の収支に含まれていない中央省庁における投資向け収入
 - c) 政府の規定に基づくその他の機関及び組織における国家予算の収支に含まれていない投資向け収入
 検討による意見は、計画投資省によって、この条第 3 項に定める合同検討評議会又は検討主宰機関に送付される。
 5. この条第 3 項に定める合同検討評議会又は検討主宰機関は、検討による意見を中央省庁及び地方行政機関に送付し、〔当該中央省庁及び地方行政機関が〕実行可能性事前検討報告書を完成させ、首相に提出する。
 6. 首相は、目標、規模、投資総額、資金構成、実施地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 24 条 ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプログラム及びプロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 国の経済社会開発戦略及び経済社会開発 5 か年計画に基づいて、計画投資省は、財務省、関係機関及び援助機関と協力して、協力の方向性と ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを優先的に使用する領域の策定を主宰する。
2. 協力の方向性、ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを優先的に使用する領域、資金動員の需要並びに援助機関の資金提供条件に基づき、主管機関は、計画投資省に対して、プログラム及びプロジェクトの提案に伴って援助を受け入れることを提案する。
3. 外国援助機関との協力の方向性、ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを優先的に使用する領域に基づき、計画投資省は、財務省、関係機関及び援助機関と協力して、適切なプログラム及びプロジェクトの提案の選択を主宰し、主管機関に通知して、〔当該主管機関が〕実行可能性事前検討報告書又は投資方針提案報告書を立案する。
4. 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトについて、投資方針決定手続は、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の定めに従って実施する。
5. 政府の投資方針決定管轄に属するプログラムについて、投資方針決定のプロセス及び手続は、第 22 条の定めに従って実施する。
6. A グループ・プロジェクトについて、投資方針決定のプロセス及び手続は、第 23 条の定めに従って実施する。
7. 第 17 条第 3 項 d 項及び d 項に定める首相の投資方針決定管轄に属するその他のプロ

グラム及びプロジェクトについては、次に掲げる各号に従う。

- a) 主管機関は、計画投資省に対して、実行可能性事前検討報告書又は投資方針提案報告書を送付する。
 - b) 計画投資省は、実行可能性事前検討報告書又は投資方針提案報告書について、資金源及び予算バランスの検討を主宰し、[その結果を] 首相に提出する。
 - c) 首相は、投資方針を審査し、決定する。
8. 第17条第1項、第2項及び第3項に定める機関、組織及び個人の投資方針決定権限に属さないプログラム及びプロジェクトは、次に掲げる各号に従う。
- a) 主管機関は、計画投資省、財務省及び関連機関から、投資方針に関する意見を受ける。
 - b) 計画投資省は、資金源及び予算バランスの検討を実施する。
 - c) 各機関の意見並びに資金源及び予算バランスに対する計画投資省の意見に基づき、主管機関は、投資方針を検討し、決定する。

第25条 ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織が管理するBグループ及びCグループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織の長は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 投資方針提案報告書を検討するために、検討職務を担当する組織に委任するか、又は評議会を設置する。
 - c) この項a号に定める部署を指導し、投資方針提案報告書を完成させ、計画投資省に送付する。
2. 計画投資省は、関係機関と協力し、投資方針提案報告の検討並びに資金源及び収支バランスの検討を主宰する。
3. ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織は、前項に定める検討による意見に従って投資方針提案報告書を完成させ、首相に提出する。
4. 首相は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を審査し、決定する。

第26条 中央省庁からの中央予算、国債、政府債、及び国家予算の収支に含まれていない投資向け予算を用いるBグループ及びCグループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 中央省庁の長は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 投資方針提案報告書を検討するために、検討職務を担当する組織に委任するか、又は評議会を設置する。
 - c) この項a号に定める部署を指導し、投資方針提案報告書を完成させ、計画投資省に送付する。
2. 計画投資省は、財務省と協力し、資金源及び収支バランスを検討する。
3. この条第1項及び第2項に定める検討による意見に基づき、中央省庁の長は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 27 条 地方政府が管理する中央予算、国債、政府債を用いる B グループ及び C グループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 各レベルの人民委員会主席は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 担当機関又は直属レベルの人民委員会に投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 評議会を設置し、投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
 - c) この項 a 号に定める機関を指導し、投資方針提案報告書を完成させる。
2. B グループ及び C グループ重点プロジェクトは、次に掲げる各号に従う。
 - a) 地方省レベル人民委員会が管理する B グループ及び C グループ重点プロジェクトについては、地方省レベル人民委員会は、地方省レベル人民評議会に投資方針提案報告書に関する意見を求めるに先立って、計画投資局に資金源及び収支バランスの検討を委任する。
地方省レベル人民評議会が合意した後、地方省レベル人民委員会は、計画投資省に投資方針提案報告書を送付する。
 - b) 県レベル及び村レベル人民委員会が管理する B グループ及び C グループ重点プロジェクトについては、同レベルの人民評議会に投資方針提案報告書に関する意見を求める。
同レベルの人民評議会が合意した後、県レベル及び村レベルの人民委員会は、地方省レベル人民委員会に投資方針提案報告書を送付する。地方省レベル人民委員会は、投資方針提案報告書を計画投資省に送付するに先立って、計画投資局に、資金源及び収支バランスの検討を委任する。
 - c) 計画投資省は、財務省と協力して、資金源及び収支バランスを検討する。
 - d) 地方省レベル人民委員会は、計画投資省の検討による意見に従って投資方針提案報告書の完成を主宰する。
 - d) 人民委員会は、[投資方針提案報告書を] 同レベルの人民評議会に提出し、[当該人民評議会は] 目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。
3. この条第 2 項の定めに属さない C グループ・プログラムは、次に掲げる各号に従う。
 - a) 地方省レベル人民委員会が管理するプロジェクトについて、地方省レベル人民委員会は、計画投資省に投資方針提案報告書を送付するに先立って、計画投資局に、資金源及び収支バランスの検討を委任する。
 - b) 県レベル及び村レベル人民委員会が管理するプロジェクトについて、県レベル及び村レベル人民委員会主席は、地方省レベル人民委員会に投資方針提案報告書を送付する。地方省レベル人民委員会は、計画投資省に投資方針提案報告書を送付するに先立って、計画投資局に、資金源及び収支バランスの検討を委任する。
 - c) 計画投資省は、財務省と協力して、資金源及び収支バランスを検討する。
 - d) 地方省レベル人民委員会は、計画投資省の検討による意見に従って投資方針提案報告書の完成を主宰する。
 - d) 各レベルの人民委員会は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 28 条 地方予算、地方債、地方予算の収支に含まれていない投資向け予算及びその他の地方予算による投資のための借入れで全てを賄う [公共投資] プログラムの投資方針決定のプロセス及び手続

1. プログラム実施主体は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 検討職務を担当する部署に委任する又は評議会を設置して、投資方針提案報告書を検討する。
 - c) 投資方針提案報告書を完成させ、同レベルの人民委員会に提出する。
2. 各レベルの人民委員会主席は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 地方省レベルが管理するプログラムについて、地方省人民委員会主席は、第 23 条第 2 項 b 号の定めに従って検討評議会を設置し、又は計画投資局に主宰することを委任して、関係機関と協力して、投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
 - b) 県レベル及び村レベルが管理するプログラムについて、県レベル及び村レベル人民委員会主席は、評議会を設置して、投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
3. プログラム実施主体は、公共投資プログラムの投資方針提案報告書を完成させ、同レベルの人民委員会に提出する。
4. 人民委員会は、[投資方針提案報告書を] 同レベルの人民評議会に提出し、その決定に付す。
5. この条第 2 項に定める検討による意見に基づいて、各レベルの人民評議会は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 29 条 地方予算、地方債、地方予算の収支に含まれていない投資向け予算及びその他の地方予算による投資のための借入れを用いる B グループ及び C グループ重点プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 投資方針提案報告書の準備を委任された機関は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 検討職務を担当する部署に委任する又は評議会を設置して、投資方針提案報告書を検討する。
 - c) 投資方針提案報告書を完成させ、同レベルの人民委員会に提出する。
2. 地方省レベル地方予算、地方債、地方省レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算及びその他の地方予算による投資のための借入れを用いるプロジェクトは、次の各号に従う。
 - a) 地方省レベル人民委員会の首席は、第 23 条第 2 項 b 号の定めに従って検討評議会を設置し、又は計画投資局に主宰することを委任して、関係機関と協力して、投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
 県レベル及び村レベルが管理するプロジェクトについて、県レベル及び村レベル人民委員会は、地方省レベル人民委員会に [投資方針提案報告書を] 送付するに先立って、同レベルの人民評議会に意見を求める。
 - b) 前項に定める検討による意見に基づき、投資方針提案報告書の準備を委任された機関は、当該報告書を完成させ、地方省レベル人民委員会を通じて地方省レベル人民評議会に提出し、[当該人民評議会は] 目標、規模、投資総額、資金構成、地点及び期間を含む投資方針を決定する。
3. 県レベル及び村レベル地方予算並びに県レベル及び村レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算について、県レベル及び村レベル人民委員会は、同レベルの人

民評議会に〔投資方針提案報告書を〕提出し、〔当該人民評議会は〕目標、規模、投資総額、資金構成、地点及び期間を含む投資方針を決定する。

第 30 条 地方省レベル地方予算、地方債、地方省レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算及びその他の地方予算による投資のための借入れを用いる C グループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 投資方針提案報告書の準備を委任された機関は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 直属の部署に対して、投資方針提案報告書の立案を委任する。
 - b) 検討職務を担当する部署に委任するか、又は評議会を設置して、投資方針提案報告書を検討する。
 - c) 投資方針提案報告書を完成させ、地方省レベル人民委員会に提出する。
2. 計画投資局は、関連機関と協力して、投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスの検討を主宰する。
3. この条第 2 項に定める検討による意見に基づき、投資方針提案報告書の準備を委任された機関は、当該報告書を完成させ、地方省レベル人民委員会に提出する。
4. 地方省レベル人民委員会は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 31 条 県レベル及び村レベル地方予算並びに県レベル及び村レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算を用いる C グループ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス及び手続

1. 県レベル地方予算及び県レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算については、次の各号に従う。
 - a) 県レベル人民委員会主席は、担当機関又は村レベル人民委員会に、投資方針提案報告書の立案を委任し、評議会を設置して、当該投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
 - b) 投資方針提案報告書の立案を委任された機関は、当該報告書を完成させ、県レベル人民委員会に提出する。
 - c) 県レベル人民委員会は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。
2. 村レベル地方予算及び村レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算については、次に掲げる各号に従う。
 - a) 村レベル人民委員会主席は、投資方針提案報告書を立案し、評議会を設置して、当該投資方針提案報告書並びに資金源及び収支バランスを検討する。
 - b) 村レベル人民委員会は、目標、規模、投資総額、資金構成、地点、期間及び進捗を含む投資方針を決定する。

第 32 条 国家の開発信用を用いるプロジェクトの投資方針決定の原則、プロセス及び手続（略）

第 33 条 緊急プロジェクト及び官民パートナーシップ・プロジェクトの投資方針決定の原則、プロセス、手続及び内容

1. 自然災害及びその他の予期せぬ事故を速やかに克服するための緊急プロジェクトの投資方針決定については、各公共投資予算の効率的な使用並びに損失及び浪費の回避を確保するものとする。
2. 官民パートナーシップ・プロジェクトの投資方針決定については、次の各号に掲げる

原則を確保するものとする。

- a) 第 18 条に定める条件を遵守すること。
 - b) 公共投資予算部分の厳重な管理を確保すること。
 - c) 投資目標及び国との契約に基づき、投資家及びプロジェクト運営企業がプロジェクトに投じた自らの資金部分を管理及び使用するための有利な条件を設けること。
3. 緊急プロジェクト及び官民パートナーシップ・プロジェクトの投資方針決定のプロセス、手続及び内容については次のとおりとする。
- a) 国家重要プロジェクトは、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の定めに従って実施する。
 - b) a 号の定めには属さないプロジェクトは、政府の規定に従う。

第 34 条～第 37 条（略） [投資方針提案報告書及び実行可能性事前検討報告書の内容に関する規定等]

第 38 条 [公共投資] プログラム及びプロジェクトに関する資金源及び資金バランスの検討の分権化

1. 計画投資省は、次の各号に掲げるプログラム及びプロジェクトに対する資金源及び資金バランスに関する検討を主宰する。
 - a) 国家目標プログラム
 - b) 政府が決定した投資方針に基づく目標プログラム
 - c) 国家重要プロジェクト
 - d) 中央予算、国債及び政府債を用いるプロジェクト
 - d) ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプロジェクト
 - e) 国の開発投資信用及び国家予算の収支に含まれていない投資向け予算を用いるプロジェクトで、中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織によるもの
 - g) 政府の規定に基づきその他の資金を用いるプロジェクト
2. この条第 1 項の定めに基づいて、中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織の長は、投資を管理する担当機関に対して、当該プログラム及びプロジェクトに関する資金源及び資金バランスの予備的な検討を行うよう委任する。
3. 地方省レベル人民委員会主席は、計画投資局に対して、関係機関と協力して、次の各号に掲げる地方管理によるプログラム及びプロジェクトに関する資金源及び資金バランスの検討を主宰するよう委任する。
 - a) 中央予算、国債、政府債、ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプログラム及びプロジェクト。但し、地方省レベル人民委員会から計画投資省への [投資方針提案報告書の] 送付に先立って実施される。
 - b) 地方省レベル地方予算、地方債、地方省レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算及びその他の地方予算による投資のための借入れを用いるプログラム及びプロジェクト
 - c) 国の開発投資信用を用いるプロジェクト
4. 県レベル及び村レベル人民委員会主席は、自らのレベルの管理に属するプログラム及びプロジェクトに対して、資金源及び収支バランスを検討する。
 - a) 県レベル及び村レベル地方予算、県レベル及び村レベル地方予算の収支に含まれていない投資向け予算並びにその他の地方予算による投資のための借入れを用い

るプログラム及びプロジェクト

- b) 中央予算、国債、政府債、ODA、外国援助機関の優遇借入れ、地方省レベル地方予算及び地方債を用いるプロジェクトについて資金源及び収支バランスを検討する。但し、地方省レベル人民委員会への〔投資方針提案報告書の〕送付に先立って実施される。
- c) 国の開発投資信用を用いるプロジェクト

第2節 公共投資プログラム及びプロジェクトの立案、検討及び投資決定

第39条 プログラム及びプロジェクトの投資決定権限

1. 首相は、次の各号に掲げる投資の決定を行う。
 - a) 国会により投資方針が決定された国家目標プログラム及び国家重要プロジェクト
 - b) 政府により投資方針が決定された目標プログラム
 - c) 安全保障、国防及び宗教の領域で ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプログラム及びプロジェクト並びに政府の決定に基づくその他のプログラム及びプロジェクト
2. 中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央組織並びにその他の機関及び組織の長は、次の各号に掲げる投資の決定を行う。
 - a) 国家予算、国債、政府債、国の開発投資信用及び国家予算の収支に含まれていない投資向け予算を用いる A グループ、B グループ及び C グループのプロジェクト
 - b) ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプロジェクトのうち、自らの権限に属し、かつ第1項 c 号を除くプロジェクト
 - c) この項 a 号及び b 号に定める B グループ及び C グループの投資決定は、直属機関に権限を委譲し、又は委任することができる。
3. 地方省レベル人民委員会主席は、次の各号に掲げる投資の決定を行う。
 - a) 地方省予算、国の開発投資信用、地方債、地方省予算の収支に含まれていない投資向け予算及び投資のために地方予算が借り入れるその他の資金で全てを賄うプログラム
 - b) A グループ、B グループ及び C グループのプロジェクトのうち、地方省の管理に属しかつ第1項 c 号を除くプロジェクト
 - c) この項 b 号に定める B グループ及び C グループの投資決定は、直属機関に権限を委譲し、又は委任することができる。
4. 県レベル及び村レベル人民委員会主席は、次の各号に掲げる投資の決定を行う。
 - a) 県レベル及び村レベル人民評議会の管轄に属する、県レベル及び村レベル人民地方省予算並びに県レベル及び村レベル予算の収支に含まれていない投資向け予算で全てを賄うプログラム
 - b) 県レベル及び村レベル人民地方省予算並びに県レベル及び村レベル予算の収支に含まれていない投資向け予算で全てを賄う B グループ及び C グループ・プロジェクト
 - c) 県レベル人民委員会主席は、b 号に定めるプロジェクトに対する投資決定権限を、直属の下位レベルの機関に、権限を委譲し、又は委任することができる。

第40条 プログラム及びプロジェクトの立案、検討及び決定の根拠

1. 経済社会開発戦略及び計画
2. 経済社会開発企画及び分野別開発企画
3. プログラム及びプロジェクトの必要性
4. プログラム及びプロジェクトの目標
5. 権限を有する機関により決定された投資方針
6. プログラム及びプロジェクトを実現するための公共投資予算及び他の資金源の動員及び収支バランスの可能性

第41条 国家目標プログラムの立案、検討及び決定のプロセス

1. 国会が決定した投資方針に基づき、プログラム実施主体は、首相に提出する実行可能性検討報告書を立案する。
2. 首相は、計画投資大臣を議長とする国家検討評議会を設置し、プログラムの検討を行う。
3. 国家検討評議会は、第47条第1項、第48条第2項に定める内容を検討する。
4. 国家検討評議会の検討による意見に基づき、プログラム実施主体は、実行可能性検討報告書及びプログラム決定書草案を完成させ、国家検討評議会に送付する。国家検討評議会は、[当該報告書及び決定書草案を] 審査し政府に提出する。
5. 首相は、[当該報告書と決定草案を] 審査し、[当該プロジェクトの最終] 決定をする。

第42条 政府による投資方針決定に基づく公共投資プログラムの立案、検討及び決定のプロセス

1. 政府が決定した投資方針に基づき、プログラム実施主体は、法令の規定に従って、首相へ提出するプログラムを立案し検討する。
2. 計画投資省は、第47条第1項及び第48条第2項に定める内容を検討する。
3. プログラム実施主体は、プログラム及びプログラム決定書草案を完成させ、計画投資省に送付する。計画投資省は、[当該プログラムと決定書草案を] 審査し首相へ提出する。
4. 首相は、[当該プログラムと決定草案を] 審査し、[当該プロジェクトの最終] 決定をする。

第43条 人民評議会による投資方針決定に基づく公共投資プログラムの立案、検討及び決定のプロセス

1. 人民評議会が決定した投資方針に基づき、プログラム実施主体は、プログラムを立案し、法令の規定に従って検討を実施し、同レベルの人民委員会に提出する。
2. 人民委員会は、第47条第1項及び第48条第2項に定める内容を検討する。
3. プログラム実施主体は、プログラム及びプログラム決定書草案を完成させ、人民委員会主席の審議及び決定に付す。

第44条 プロジェクトの立案、検討及び決定のプロセス

1. 国家重要プロジェクトは、次の各号に従う。
 - a) 国会が決定した投資方針に基づき、投資実施主体は、プロジェクトの実行可能性検討報告書を立案し、主管機関はこれを審査し、首相に提出する。
 - b) 計画投資省の報告に基づき、首相は、国家検討評議会を設置して、プロジェクト[の実行可能性検討報告書]を検討する。
 - c) 国家検討評議会は、第47条第2項及び第3項並びに第48条第2項に定める内容を検討する。

- d) 検討による意見に基づき、投資実施主体及び主管機関はプロジェクト [の実行可能性検討報告書] を完成させ、その報告に基づき主管機関が承認し、国家検討評議会に送付する。
 - d) 国家検討評議会は、プロジェクト [の実行可能性検討報告書] を首相に提出し、首相は、これを審査し投資決定を行う。
2. 非建設プロジェクトは、次の各号に従う。
 - a) 権限を有する機関が決定した投資方針に基づき、投資実施主体は、プロジェクトの実行可能性検討報告書を立案し、投資決定権を有する機関に提出する。
 - b) 中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央機関及びその他の機関及び組織の長並びに各レベルの人民委員会主席は、検討評議会を設置するか、又は投資管理担当機関に委任して、プロジェクトの検討を実施する。
 - c) 検討評議会又は投資管理担当機関は、第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項に定める内容を検討する。
 - d) 投資実施主体が、前号に定める検討による意見に従って、プロジェクトの実行可能性検討報告書を完成させた後、管轄を有する機関が投資を決定する。
 3. 国家重要プロジェクトを除く建設プロジェクトの立案、検討及び決定プロセスは、建設に関する法令及びその他の関連する法令の規定に従って実施する。
 4. 国家重要プロジェクトを除く官民パートナーシップ投資プロジェクトのプロセス、立案内容、検討及び決定は、政府の規定に従って実施する。

第 45 条 ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプログラム及びプロジェクトの立案、検討及び決定のプロセス

1. 投資方針決定の後、主管機関は、投資実施主体に関する決定を公布し、当該投資実施主体に委任して、援助主体と協力して、プログラム及びプロジェクトの実行可能性検討報告書を立案し、管轄を有する機関によるプログラム及びプロジェクトの決定に付す。
2. 第 39 条第 1 項 c 号の定めに基づく首相の決定権に属するプログラム及びプロジェクトについては、次の各号に従う。
 - a) 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの立案、検討及び決定のプロセスは、第 41 条及び第 44 条第 1 項の定めに従って実施する。
 - b) 計画投資省は、各プロジェクトの実行可能性検討報告書を検討し、首相の審査と決定に付す。
3. 主管機関の長は、自らの決定権に属するプロジェクト及びプログラムの検討と投資決定を実施する責任を負う。
4. 転貸し形式の国内財政枠組みを適用する ODA 及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプログラム及びプロジェクトについて、その立案及び検討はこの法律の規定に従い、その財政計画及び投資実施主体の財政能力の検討は、公的債務管理に関する法令の規定及び関連する法令の他の規定に従って実施しなければならない。
5. 検討を主宰する機関及び部署は、関連機関の意見を徴するとともに、援助主体によるプロセス、手続、進捗、意見を考慮しなければならない。

第 46 条 プログラム及びプロジェクトの調整 (略)

第 47 条～第 48 条 (略) [実行可能性検討報告書の内容に関する規定等]

第3章 公共投資計画の立案、検討、承認及び委任

第1節 総則

第49条 公共投資計画の分類

1. 計画期間に基づく公共投資計画の分類は、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 経済社会開発5か年計画に沿い、5年を期間として立案される中期公共投資計画
 - b) 年次経済社会開発計画目標及び年次公共投資予算バランスに沿い、中期公共投資計画の実施のために立案される年次公共投資計画
2. 管理レベルに基づく公共投資計画の分類は、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 国家の公共投資計画
 - b) 中央省庁の公共投資計画
 - c) 地方政府の公共投資計画
3. 投資予算に基づく公共投資計画の分類は、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 中央予算に基づく投資計画で、次に掲げるものを含む。中央省庁、ベトナム祖国戦線及び政治社会組織の中央機関並びにその他の機関及び組織の各分野及び各領域での投資並びに省庁及び地方行政機関に配分された中央予算を用いる公共投資プロジェクト
 - b) 地方予算に基づく投資計画
 - c) 国家予算の収支に含まれていない投資向け予算に基づく投資計画
 - d) 国債及び政府債に基づく投資計画
 - d) 国の開発投資信用に基づく投資計画
 - e) 地方債及び投資のために地方予算が借入れるその他の資金に基づく投資計画
 - g) ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画

第50条～第53条(略)[中期計画及び年次計画の立案基準と当該計画の内容に関する規定]

第54条 プログラム及びプロジェクトへの中期及び年次公共投資計画に基づく予算配分の原則

1. すでに承認された経済社会開発戦略及び計画並びに企画における開発の目標及び方向性を実現するためであること。公共投資領域に属さないプログラム及びプロジェクトには予算は配分されない。
2. 権限を有する機関から配分される予算の原則、基準及び目標を遵守すること。
3. 国、各レベル及び各分野の経済社会発展に重大な意義を有する国家重要プログラム及びプロジェクト並びに重点プログラム及びプロジェクトの完成及び促進のための公共投資に重点的に予算を配分すること。
4. 各分野及び領域においては、次の各号に掲げる優先順位に基づき、予算を配分すること。
 - a) すでに完成し引き渡され使用されているプロジェクトで予算の割当てが行われていないプロジェクト、計画期日内に完成が見込まれているプロジェクト、ODA及び外国援助機関の優遇借入れを用いるプロジェクトに対する予算、及び官民パートナーシップに基づくプロジェクトに係る国の投資予算
 - b) 承認された進捗に基づき実施を継続されるプロジェクト
 - c) この条第5項に定める要請に応じ新規に着工されるプロジェクト

5. 新規に着工されるプログラム及びプロジェクトへの計画予算の配分は、次の各号の要請に従う。
 - a) 第 55 条及び第 56 条の定めに従って計画予算が配分されている、必要かつ条件を満たしているプログラム及びプロジェクトであること。
 - b) 第 106 条第 2 項の定めに従うインフラ建設の未払債務完済のための予算配分を受けた後であること。
 - c) すでに承認された投資進捗に従うプログラム及びプロジェクト完成のための十分な予算の配分が保障されていること。
6. 政府は、中期公共投資計画の実施過程において発生する諸問題を処理するために、中期投資計画における予備資金水準を定める。

第 55 条～第 59 条（略） [各投資計画に対する予算配分条件に関する規定並びに計画立案及び検討に関する手続規定等]

第 2 節 国家予算、国債、政府債、地方債、国家予算の収支に含まれていない投資向け予算及び投資のために地方予算が借り入れる資金に基づく投資計画の立案、検討、承認及び委任

第 60 条～第 64 条（略） [予算配分の原則に関する規定等]

第 65 条 国家予算、国債及び政府債に基づく中期公共投資計画の提出、承認及び委任

1. 前の期の中期公共投資計画の 5 年目の 10 月 20 日より前に、政府は、国会に対して、国家予算、国債及び政府債に基づく次期⁽¹⁰⁾の中期公共投資計画を提出する。
2. 前の期の中期公共投資計画の 5 年目の 11 月 10 日より前に、国会は、次期の中期公共投資計画を決定する。当該決定には次の各号に掲げる内容を含む。
 - a) 国家予算、国債及び政府債に基づく中期公共投資の目標及び方向性
 - b) 国家予算に基づく投資総額
 - c) 国債及び政府債に基づく投資総額
 - d) 国家目標プログラム及び国家重要プロジェクトの一覧
 - d) 中期公共投資計画実施のための主な対策及び政策
3. 前の期の中期公共投資計画の 5 年目の 12 月 10 日より前に、首相は、国家予算、国債及び政府債に基づく中期公共投資計画を中央省庁及び地方行政機関に委任する。
4. 前の期の中期公共投資計画の 5 年目の 12 月 31 日より前に、計画投資省は、国家予算、国債及び政府債に基づく中期公共投資計画の詳細を中央省庁及び地方行政機関に委任する。

第 66 条 国家予算、国債及び政府債に基づく年次公共投資計画の提出、承認及び委任

1. 毎年 10 月 20 日より前に、政府は、国会に対して、国家予算に基づく次年度の公共投資計画を提出する。
2. 毎年 11 月 20 日より前に、国会は、国家予算に基づく次年度の公共投資計画を決定する。
3. 毎年 11 月 20 日より前に、国会が中期公共投資計画において決定している国債及び政府債の総額に基づいて、政府は、国債及び政府債に基づく次年度の公共投資計画総額を決定する。

(10) ベトナムの会計年度は 1 月 1 日始まりである。

4. 毎年11月30日より前に、首相は、国会が決定した予算総額に基づき、国家予算に基づく次年度の公共投資計画を中央省庁及び地方行政機関に委任する。
5. 毎年12月15日より前に、首相は、国家予算、国債及び政府債に基づく次年度の公共投資計画の一覧と総額についての詳細を中央省庁及び地方行政機関に委任する。
6. 毎年12月20日より前に、計画投資省は、プロジェクトごとの国家予算、国債及び政府債に基づく次年度の公共投資計画の一覧と総額についての詳細を中央省庁及び地方行政機関に委任する。
7. 毎年12月31日より前に、中央省庁及び地方行政機関は、国家予算、国債及び政府債に基づく次年度の公共投資計画を各部署に委任し、又は通知する。

第67条～第68条（略）〔投資計画の提出、承認及び委任に関する手続規定〕

第3節 国の開発投資信用、ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画の立案、検討、承認及び委任

第69条 国の開発投資信用による〔投資の〕立案、検討、承認及び投資計画の委任（略）

第70条 ODA及び外国援助機関の優遇借入れによる〔投資の〕中期及び年次投資計画立案の原則（略）

第71条 ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画の立案、検討及び承認

1.～2.（略）

3. ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画の提出、承認及び委任は、次の各号に定めるところによる。

a) ODA及び外国援助機関の優遇借入れに基づく投資計画の提出、承認及び委任は、第65条及び第66条の定めに基づいて実施される。

b) （略）

第4章 公共投資計画の実施、監視、検査、評価及び監査

第1節 公共投資計画の実施

第72条 公共投資計画の運用組織

1. 中期及び年次公共投資計画に関する国会決議に基づき、政府は実施方法を定める。
2. 中期及び年次公共投資計画に関する国会決議、権限を有する機関の計画実施決定及び各レベルの人民評議会の決定に基づき、中央省庁、地方行政機関、県レベル及び村レベルの人民委員会並びに公共投資予算を使用する各機関及び部署は、自らが管理する予算に属する公共投資計画の実施方法を定める。
3. 首相は、各予算を管理及び統合し、公共投資予算を用いる中央省庁、地方行政機関、機関及び部署の〔プロジェクトのうち〕、中央予算、国債及び政府債を用いるプログラム及びプロジェクトを実施する。ただし、プログラム及びプロジェクトの実施目標を改変することはできない。
4. 地方省レベル人民委員会主席は、各予算を管理及び統合し、地方予算、地方債、地方省予算の収支に含まれていない投資向け予算並びに投資のために地方予算が借り入れるその他の資金を用いるプログラム及びプロジェクトを実施する。ただし、プログラ

ム及びプロジェクトの実施目標を改変することはできない。

第73条 公共投資計画に係る法令順守

1. 中央省庁、地方行政機関並びに県レベル及び村レベルの人民委員会は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 公共投資予算を用いる機関及び部署に対して、公共投資計画を通知又は委任する。
 - b) 公共投資計画の委任状況について、権限を有する機関に報告する。
2. 公共投資を用いる機関及び部署は、政府の規定に基づき、計画実施状況について権限を有する機関に報告する。
3. 計画投資省及び公共投資管理担当機関は、公共投資計画の委任と法令遵守状況を確認するために、権限を有する機関の決定に従って検査及び監視を実施する責任を有する。

第74条 公共投資計画の実施

1. 中央省庁、地方行政機関並びに県レベル及び村レベルの人民委員会は、次の各号に掲げる責任を有する。
 - a) 権限を有する機関が決定した目標に従って公共投資計画を実施すること。
 - b) 権限を有する機関が決定した進捗及び予算計画に従ってプロジェクトを実施すること。
 - c) 権限を有する機関の決定に基づく公共投資計画に従って予算の配分が行われるプロジェクトに属する契約に関して、入札及び落札者選定の計画を立案すること。
 - d) 完成し引き渡されている契約に関して検討し、契約に従って清算すること。
 - d) インフラ建設の未払債務を清算するために、第106条第2項の定めに従って、予算バランスを図ること。
 - e) 各プロジェクトの投資の範囲及び規模が、承認されている目標、領域及びプログラムに従いかつ配分された予算計画に従って実施されていることを確認すること。
 - g) 公共投資計画の実施を、監視、検査及び評価すること。
2. 計画投資省は、中央省庁及び省レベル人民委員会の中期及び年次公共投資計画の実施に関する指導、監視、検査及び監査を行うこと。
3. 財務省は、権限を有する機関が決定した公共投資計画に従って投資の清算が行われていることを確認すること。
4. 政府は、公共投資計画の実施に関する細則を定めること。

第75条 公共投資計画の調整（略）

第76条 中期及び年次公共投資計画の実施及び支出期間（略）

第2節 公共投資プログラム及びプロジェクト計画の監視、検査、評価及び監査

第77条 公共投資計画の監視及び検査

1. 公共投資管理担当機関は、管理機関及び部署に属する公共投資計画を監視及び検査する。
2. （略）[公共投資計画の監視及び検査の内容]

第78条 公共投資計画の評価

1. 中期公共投資計画は、計画期間中間と計画終了時に評価を受ける。
2. 年次公共投資計画は、4半期ごと及び毎年次末に評価を受ける。

3. (略) [公共投資計画の評価内容]

第 79 条 プログラム及びプロジェクトの監視及び検査

1. 主管機関、プログラム実施主体、投資実施主体、プログラム及びプロジェクトに関する投資決定権を有する者並びに公共投資に関する国の管理機関は、投資の目標及び効果を保障するために、プログラム及びプロジェクトの投資過程全般について、承認された内容と基準に従っているかを監視及び検査する。
2. プログラム及びプロジェクトの検査は、次の各号に掲げる方法で実施する。
 - a) プログラム実施主体及び投資実施主体は、管理を委任されたプログラム及びプロジェクトを検査する。
 - b) 主管機関及び投資決定権を有する者は、12 か月を超える実施期間を有するプログラム及びプロジェクトに対して、少なくとも 1 回の検査を実施する。
 - c) 主管機関及び投資決定権を有する者は、実施地点、目標及び規模の変更並びに投資総額の引上げを伴うプログラム及びプロジェクトの調整が行われるとき及びその他の必要な場合に検査を実施する。
 - d) 公共投資に関する国の管理機関は、計画的に又は抜打ちで、プログラム及びプロジェクトの検査を実施する。

第 80 条 プログラム及びプロジェクトの評価

1. プログラム及びプロジェクトの評価には、初期評価、中間又は定期評価、最終評価、影響評価及び抜打ち評価が含まれる。
2. 公共投資プログラムに対しては、中間又は定期評価、最終評価及び影響評価を実施しなければならない。
3. 国家重要プロジェクト及び A グループ・プロジェクトに対しては、初期評価、中間評価、最終評価及び影響評価を実施しなければならない。
4. B グループ及び C グループのプロジェクトに対しては、最終評価及び影響評価を実施しなければならない。
5. 主管機関、投資決定権を有する者及び公共投資に関する国の管理機関は、この条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める評価のほか、必要な場合に、この条第 1 項が定める他の評価の実施を決定する。

第 81 条 プログラム及びプロジェクトの評価内容 (略)

第 82 条 投資に対する地域住民による監視

1. 各プログラム及びプロジェクトは地域住民による監視を受ける。各レベルのベトナム祖国戦線は、投資に対する地域住民による監視の実施を主宰する。
2. 主管機関は、法令の規定に基づき、国家重要プロジェクト、A グループ・プロジェクト、大規模な移住、再定耕⁽¹¹⁾及び再定住を伴うプロジェクト、環境に重大な影響を与える危険性を伴うプロジェクト並びにプロジェクト実施地の地域住民の経済社会生活への直接の影響を伴うプロジェクトの決定に対して、投資、建設、土地、汚水処理、環境保護に関する方針及び政策、土地収用に係る補償並びに再定耕及び再定住の方策に関する、プロジェクト実施地の地域住民の意見を参考にする。
3. 投資に対する地域住民による監視の内容
 - a) 投資、建設、土地、汚水処理及び環境保護に関する法令の規定の遵守状況

(11) プロジェクトに伴う移住の対象となる住民が農業従事者である場合に、当該住民が移住先でも再び定着して農業を行える土地を補償することを指す。

- b) 土地収用に係る補償及び再定耕及び再定住の方策に関する人民の権利を保障するための取組
- c) 市民からの寄付を部分的に用いるプログラム及びプロジェクト
- d) 各プログラム及びプロジェクトの実施及び進捗
- d) 第 14 条の定めに基づく投資における公開性と透明性の確保の取組
- e) 地域住民の利益に対する侵害、投資の実施及びプロジェクトの運用過程における地域住民の生活環境に対するプロジェクトの負の影響並びにプロジェクトに属する予算及び財産の浪費及び損失の発見

第 83 条 投資に対する地域住民による監視のプロセス、手続及び規定

1. ベトナム祖国戦線は、各政治社会組織及び関係機関と協力し、次の各号に掲げる事項を主宰する。
 - a) 第 82 条第 3 項に定める内容に基づき、当該地域で、プログラム及びプロジェクトに対する地域住民の投資監視計画を毎年立案する。
 - b) 各プログラム及びプロジェクトごとに、投資に対する地域住民監視委員会を設置する。
 - c) [監視計画の] 実施の 45 日前までに、監視計画及び地域住民監視委員会の構成員に関する情報を、プログラム実施主体、投資実施主体並びにプログラム及びプロジェクト管理委員会に通知する。
2. プログラム実施主体、投資実施主体及びプログラム及びプロジェクト管理委員会は、次の各号に掲げる事項に対して責任を有する。
 - a) 第 82 条第 2 項に定めるプログラム及びプロジェクトの実施に関連する全ての資料を誠実かつ速やかに地域住民監視委員会に提供すること。
 - b) 地域住民監視委員会による法令の規定に基づく監視が円滑に実施される条件を設けること。
 - c) 監視による意見を取り入れ、プロジェクト実施方法を補強すること。

第 84 条 プログラム及びプロジェクト計画の監視、検査及び評価の実施組織

1. プログラム実施主体と投資実施主体は、プログラム及びプロジェクトに対する、監視、検査、初期評価、中間評価及び最終評価を実施する責任を有する。
2. 主管機関、投資決定者及び公共投資に関する国の管理機関は、管理を委任されたプログラム及びプロジェクトに対する、監視、検査、影響評価及び抜打ち評価を実施する。
3. 評価実施機関及び組織は、自ら又は評価のための十分な条件と能力を有する専門家若しくはコンサルタント組織に委託して評価を実施する。
4. 政府は、計画、プログラム及びプロジェクトの監視、検査及び評価並びに投資に対する地域住民による監視に関する細則を定める。

第 85 条 公共投資の監査

1. 公共投資予算の管理及び使用に関する監査活動は、この法律の規定及び関連する法令の他の規定に基づいて実施する。
2. 公共投資活動の監査は、各機関及び組織による監査の職務及び任務の実施と連携し、監査に関する法令が定める監査のプロセス及び手続に適合していなければならない。
3. 公共投資活動に関する監査の結論は、法令の規定に基づき公開されなければならない。法令違反行為が発見された場合には、監査機関は、権限に基づき処理するか、又は権限を有する国家機関に書類を送付する。

第5章 公共投資活動における機関、組織及び個人の役割、権限及び責任

第86条～第104条 (略)⁽¹²⁾

第105条 違反処罰

この法律の規定に違反する機関、組織及び個人は、当該行為の性質、違反の程度に従い、懲戒、罰金又は刑事訴追を受ける。損害を生じさせた場合には、法令の規定に基づき賠償しなければならない。

第6章 施行条項

第106条 経過規定

1. この法律の〔施行〕前に権限を有する機関によって決定されているプログラム及びプロジェクトは、次の各号に掲げる方法で処理される。
 - a) 国家重要プログラム及びプロジェクトは、国会の議決及び政府の投資決定に基づいて、引き続き実施される。
 - b) 権限を有する機関によって承認されている投資計画に含まれるプログラム及びプロジェクトは、引き続き実施される。
 - c) 権限を有する機関によって承認されている投資計画に含まれていないプログラム及びプロジェクトは、この法律の規定に基づいて、プログラム及びプロジェクト投資方針の立案、検討及び決定がなされなければならない。
2. 投資計画予算は、この法律の〔施行〕前に発生したインフラ建設の未払債務の清算に限り配分される。

第107条 発効

この法律は、2015年1月1日から発効する。

第108条 細則

政府は、この法律において各条項の細則を定める。

この法律は、2014年6月18日、第13期第7会期ベトナム社会主義共和国国会において可決された。

国会議長
[署名・国会議長印]
グエン・シン・フン

(ふじくら てつろう)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍時に執筆したものである。)

(12) 国会、政府、中央省庁及び各レベルの人民委員会等の役割、権限及び責任をそれぞれ定めているが、大半の内容が、第2章～第4章の各条項の内容と重複しているため省略する。